

兵庫県公報

令和3年12月1日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第10号）
勤勉手当の期間率等を改めることとした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第21項第4号中「その他職員の都合」を削り、「ただし、」を「から」に改め、「規定する期間、」の右に「週休日、」を加え、「次号」を「以下この項」に改め、「という。）」の右に「勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）」を加え、「期間を除く。」を「期間を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。」に改め、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(iii) 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第23条の規定による育児部分休暇の期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第37条第21項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する育児休業をした期間」を「の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）」を「休日等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、第3条第2項第1号及び第2号に規定する期間、週休日、超勤代休時間、休日等、年次休暇の期間、特別休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

第37条の2第1項中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）」を「子育て支援条例」に改める。

別表第24を次のように改める。

別表第24（第37条関係）

勤務時間	割合
------	----

6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第19項第4号中「その他職員の都合」を削り、「。ただし、」を「から」に、「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、「規定する期間、」の右に「週休日、勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）、」を加え、「期間を除く。」を「期間を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。」に改め、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(iii) 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第23条の規定による育児部分休暇の期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第43条第19項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する育児休業をした期間」を「の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）」を「休日等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、第3条第1号から第3号までに規定する期間、週休日、休日等、年次休暇の期間、特別休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

第43条の3第1項中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）」を「子育て支援条例」に改める。

別表第20を次のように改める。

別表第20（第43条関係）

勤務時間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30

1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

附 則

この規則は、令和3年12月2日から施行する。